

福岡県議会では、議会棟来庁者の利便性の向上及び議員、職員の福利厚生の一環としてレストランを設置しております。令和2年度末に、以前の運営事業者の営業期間が満了したことに伴い、以下に提示する諸条件の下、継続して質の高いサービスの提供が可能な飲食（食堂・喫茶等）運営事業者を募集します。

1 公募の概要

以下の物件について、福岡県より行政財産目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を受けレストラン運営を行う事業者の募集。

使用許可場所所在地	使用許可面積
福岡市博多区東公園7-7 (福岡県議会棟1階)	420.86㎡

※使用許可面積のうち、フロア部分337.47㎡、厨房及びその他部分83.39㎡

2 営業について

(1) 営業形態

レストラン等の運営（議会棟内の出前対応しているものが望ましい）

(2) 営業日及び営業時間

ア 営業日

月曜日から金曜日（土・日・祝日を除く）

※ただし、お盆期間及び年末年始の休業があります。

イ 営業時間

10:00～17:00の間

【参考（R2実績）】

会期中：10:30～15:00

閉会中：11:00～14:00

(3) 提供メニュー及び価格

事業者からの企画提案内容を踏まえ、出店事業者確定後に協議のうえ決定します。

【参考（R2実績）】：ランチ、定食、カレー、ハヤシライス、麺類（うどん、そば等）ドリンク類、弁当（出前用含む）、軽食等

(4) 設備等について

ア 別紙「厨房器具・備品一覧表」に記載の備品を貸与します。なお、貸与品は現に使用しているものであり、新品ではありません。

イ ア以外の備品が必要な場合は、原則、出店事業者において調達いただきます。

ウ 施設及び設備は原則、現状のまま使用するものとします。ただし、事前に議会事務局の承認を得た場合は、出店業者の負担と責任により、設備の改修を実施することができるものとします。

なお、出店事業者の責めに帰すべき事由による破損等については、出店事業者の負担において原状回復するものとします。

3 応募について

(1) 応募者の資格

次に掲げるアからカまでのすべての要件を満たす者が応募できるものとします。

- ア 県内に事業所等を有し、かつ1年以上継続した飲食業の営業実績またはそれと同程度の能力を有すること
 - イ 国税及び県税を滞納していないこと
 - ウ 過去3年間、食品衛生法に基づく行政処分を受けたことがないこと
 - エ 申請者及び法人にあってはその役員（法人登記簿に記載されている者）が、福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団等と密接な関係を有していないこと
 - オ 営業又は従事に際し、資格又は免許等を必要とするものについては、資格免許等を有する者を従事させること
 - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てが行われた者、民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てが行われた者、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てが行われた者のいずれにも該当しないこと
- ※ 共同運営の場合、グループを構成するすべての者が上記を満たすこと

(2) 応募方法

(3)に記載する書類を提出先まで持参または郵送(書留郵便に限る)してください。

ア 受付期間

令和4年8月29日(月)～令和4年9月12日(月) 17時00分

※ 持参での受付時間は平日の9時00分から17時00分までとし、県の休日には受領しません。

※ 郵送の場合は期限内必着とします。

イ 提出先

〒812-8574 福岡市博多区東公園7-7
福岡県議会事務局総務課 宛

(3) 応募に必要な書類

下記の書類を必ずA4判の封筒に入れ、封をして提出してください。

- ア 応募申込書(様式1)
 - イ 事業計画書(様式2)
 - ウ 役員一覧(役職、氏名(フリガナ)、生年月日、性別を記載すること)
 - エ 会社概要(パンフレット可)
 - オ 直近2年分の決算書の写し(連結決算ではなく応募業者のみのもの)
 - カ 商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書) *
 - キ 国税及び県税の未納がないことの証明書(納税証明書) *
 - ク 誓約書(様式3)
 - ケ 食品衛生法に係る営業許可証の写し
 - コ 食品衛生法による行政処分の有無の証明書(過去3年間) *
- *の証明書については、発行から3か月以内のものとする。

(4) 応募にあたっての注意事項

- ア 提出された書類等は、応募者の選定にのみ使用します。
- イ 提出された書類等は返却しません。
- ウ 応募にかかる経費は、すべて申請者の負担とします。

(5) 施設の見学について

随時お受けしておりますので、ご希望の際は議会事務局総務課（TEL：092-643-3823）までご連絡ください。なお、見学時間は平日の9時00分から17時00分の間で調整させていただきます。

(6) 審査・選定方法

提出された書類をもとに、運営事業者を選定し、選定結果を通知します。

(7) 選定後の手続き

- ア 運営事業者との間で、行政財産使用許可の手続きを行います。
- イ 運営事業者は、速やかに管轄の保健所への営業許可及び福岡県の感染防止認証マークの取得等、必要な手続きを行ってください。
- ウ 営業開始は、令和4年12月頃を想定しています。
なお、具体的な営業開始日は運営事業者選定後に両者協議のうえ決定します。

お問合せ先

〒812-8574

福岡市博多区東公園7-7

福岡県議会事務局総務課 担当：飯塚

TEL：092-643-3823